

工事検査における指摘事項等について

令和6年度

令和6年度工事検査における受注者に対する主な指摘事項は、次のとおりです。
今後の施工管理等の参考にしてください。（令和6年4月～令和7年3月末まで）

指 摘 事 例

(1) 施工計画書について

- ・最終版は、変更内容をすべて反映したものを提出すること。（R5年度発注工事まで）
- ・安全管理には、酸素欠乏症等危険作業防止対策を記載すること。その際、酸素・硫化水素濃度測定と共に、作業中の強制換気についても記載すること。また、対象は既設マンホール内作業だけでなく、新設マンホールも対象であることに注意すること。
- ・現場組織表には、社内検査員を明記すること。
- ・下水道工事において、管渠接合施工方法、マンホール底盤水平確認、マンホールブロック接合部施工について記載し、写真に記録すること。
- ・資格証の写しを添付すること。
- ・段階確認は主要な工事段階の区切り等において監督職員等により実施されている重要なものとなるので、施工計画書に実施時期や内容などを記載し、それに沿った施工を行ったことが確認できるように資料の整理をすること。
- ・施工条件書に記載されている土質試験、路床の現場密度試験は、施工計画書に明記し、必要なものは実施すること。
- ・その現場に即した内容で作成をし、提出時には間違いがないか確認をすること。
- ・出来形管理項目を施工計画書に記載して実施すること。
- ・施工方法の土工埋め戻しには、巻出し厚を明記すること。その際、市道等の埋め戻し巻出し厚をよく確認して記載すること。
- ・雨水渠布設工事で、高力ボルト接合がある場合は、トルク管理について明記すること。
- ・品質管理基準は、最新版の県の基準等をよく確認して記載すること。
- ・施工体系図の社名は、よく確認して記載すること。
- ・落丁に気を付けて作成すること。
- ・下水道管渠更生の管理図には、必要な管理記号（更生管厚測定箇所）は記載すること。
- ・推進工事技士、酸素欠乏危険作業主任者等必要な資格証の写しを添付すること。
- ・管渠工管渠接続部施工について、記載すること。
- ・品質管理、下層路盤、上層路盤の現場密度試験について、記載すること。

- ・社内検査員の誤記に注意すること。
- ・施工方法、マンホール工には、底版水平確認について記載すること。
- ・現場組織表には、施工体系図を添付すること。
- ・圧送管施工で水圧試験を行う場合は、品質管理に規格値等記載すること。
- ・雨水渠改築工事の施工方法には、断面修復材等使用材料、仕様を記載すること。
- ・施工計画書の施工管理計画(出来形管理・品質管理・写真管理など)や社内管理基準などについて内容を検討し、それに基づいて施工管理すること。
- ・管渠工、推進工法は、工法名称を記載し、工法資料を添付すること。その際、推力算定資料も添付すること。
- ・施工計画書に段階確認について内容を記載し、それに基づいて施工管理すること。
- ・施工計画書の記載事項は確実に実施し、それを確認できるように資料を準備しておくこと。
- ・使用材料の資料は、最新版を添付すること。
- ・追加された工種の材料使用承諾願いを提出すること。
- ・推進工事の記録には、記録者を明記すること。
- ・施工体系図は、工事名等内容をよく確認して添付すること。
- ・生コン打設の品質管理について記載すること。
- ・工事材料使用承諾願いは、提出年月日を記入すること。
- ・施工計画書に記載する内容(施工方法・出来形・段階確認など)を充実させること。その中に社内基準(社内目標)もあるなら記載すること。
- ・推進工事の推進工事技士名は、報告書と整合性を確認すること。
- ・施工計画書の請負金額等、誤記に注意すること。
- ・立坑工、ライナープレート撤去について記載すること。
- ・出来形管理はその現場に即した内容を記載すると同時に社内基準(社内目標)も検討すること。
- ・施工計画書の出来形管理において、各管理項目の測定箇所・頻度を検討し、独自の社内規格値を定めている場合には記載することが望ましい。また、規格値の引用規格についても記載すること。
- ・施工計画書に記載する内容(施工方法・出来形・段階確認など)を充実させること。その中に社内基準(社内目標)もあるなら記載すること。

(2) 施工体制台帳について

- ・作業員名簿は、新しい様式を使用し、下請業者についてもれなく提出すること。元請確認欄、下請会社名記入欄、作成年月日、を記入すること。また、最終版は、入場年月日、受け入れ教育実施年月日を記入すること。
- ・添付書類として、再下請負通知書、注文書写し、注文請書写し、契約書写し、作業員名簿を添付すること。
- ・施工体系図の未記入、誤記、記入漏れに注意すること。

- ・注文書及び注文請書の日付記入漏れに注意すること。
- ・各保険の加入状況が確認できる書類も添付しておりよいが、施工体制台帳に記載している保険番号と添付資料のものと整合をとること。
- ・施工体制台帳作成時は、元請工事契約書、下請注文書、下請注文請書、をよく確認して記載すること。
- ・契約日等誤記に注意すること。
- ・作業員名簿は、最終的なものを作成し提出すること。

(3) 施工管理について

- ・生コンの配合を変更する場合は、工事打合せ簿に記録すること。また、その変更した配合の配合計画書を提出すること。
- ・社内検査員による社内検査を行い、報告書を作成すること。その際、測点・数値等よく確認し、日付や担当者の記入漏れに注意すること。また、検査は、工事内容についてもれなく行うこと。（導水渠布設工事で、管径φ600、φ1000がある場合、その両方について行うこと。）
- ・アスファルト舗装工の到着温度、開放温度について管理し、報告書にまとめること。
- ・生コン圧縮強度試験の報告書の写真の添付忘れに注意すること。
- ・生コンの配合計画書は打ち込み箇所について記入すること。
- ・使用した計測機器は校正記録書や管理番号と使用した計測機器との照合ができるように写真や資料を整理すること。
- ・竣工図面は、作成すべき図面はもれなく作成すること。
- ・舗装工は、展開図とともに数量表を舗装種別ごとに作成すること。
- ・下請業者の下請引取検査は、下請業者についてもれなく行い、写真、書面に記録すること。その際、日付や担当者の記入漏れに注意すること。
- ・下水道管渠更生工で、内径測定の出米形管理一覧表の誤記に注意すること。
- ・家屋調査報告書提出は、工事打合せ簿に記載すること。
- ・設計図書照査で、疑問点がある場合は監督職員に確認すること。
- ・材料承認願いは、最新版を提出すること。
- ・竣工図の作成にあたっては、発注図面をよく確認して作成すること。
- ・出来形管理は、発注図面に基づき管理すること。
- ・下請検査書類の会社名は、よく確認して記載すること。
- ・薬液注入工、ゲルタイムについて、施工計画書に基づき管理すること。
- ・舗装展開図、面積表の誤記に注意すること。
- ・出来形管理は、県の基準等に基づき管理すること。
- ・施工条件書に記載のある路床の現場密度試験については、実施し報告書を作成すること。
- ・品質管理資料、試験結果報告書の単位の誤記に注意すること。
- ・配筋施工は、重ね継手長さについても記録すること。

- ・薬液注入工のチャートは、監督職員の記名したものを使用すること。
- ・オペレーター付きクレーン作業についても、下請に対する引き取り（完成）検査を書面に記録すること。
- ・半たわみ性舗装を施工する場合は、品質管理を行うこと。
- ・高力ボルトの施工は、トルク管理を行うこと。また、写真に記録すること。
- ・生コン打設で、施工数量が少量で、受入試験、圧縮強度試験を省略する場合は、品質証明書を添付すること。
- ・埋戻し土について、土質試験実施後、流用土の使用、不使用については、工事打合せ簿に記録すること。
- ・出来形管理図表は、工事写真と整合性をはかること。
- ・現場密度試験報告書は、使用材料を確認の上作成すること。
- ・施工長等の出来形管理は、県の施工管理基準に基づき管理すること。
- ・土質試験を行い、報告書を作成する場合は、測点（試料採取場所）を記録すること。
- ・使用材料の品質証明書を提出すること。
- ・使用材料の納品書を提出すること。
- ・建退共状況報告書の日付記入漏れに注意してください。

（４）工事記録写真について

- ・VU 接続部施工状況について、記録すること。
- ・マンホール工底版水平確認は、水平器の水平確認のため接写も併用すること。
- ・材料保管状況を記録すること。その際、シート養生の状況も記録すること。
- ・撮影個所によっては適直接写をするなど撮影の意図を意識すること。
- ・下水道管渠更生工で、硬化剤等の計量の際、計量器の針が反応していない事例があったので（0.20 kg が 0.0 kg に読める）、計る重量に適した計量器を使用すること。
- ・マンホール底版水平確認、取り付け管勾配確認は、水平器が確認できるように、接写を併用すること。
- ・アスファルト舗装の温度管理は、開放温度についても記録すること。
- ・高力ボルト接合のトルク管理について、記録すること。
- ・VU 勾配確認について、記録すること。
- ・産業廃棄物運搬車両は、許可番号は左右両面、車両ナンバーを記録すること。また、自社運搬の場合も表示義務があるので同様に記録すること。
- ・引き取り検査について、元請けによる検査の様子を写真管理すること。
- ・KY 活動及び安全協議会等の様子を写真管理すること。
- ・組立マンホール工底版水平確認を記録すること。また、必要に応じて接写を併用すること。
- ・管渠接続部施工状況について、記録すること。
- ・着工前・完成には、測点を明記すること。

- ・撮影時に接写をする場合にはブレや見えにくいかなど注意すること。
- ・地下部分の施工状況を記録する際、確認の妨げとなる不要な根等は除去すること。
- ・マンホール蓋等の材料検収の記録時は、製品の汚れを落として記録すること。
- ・差し筋施工状況では、鉄筋径、長さを明記すること。
- ・検測した写真などにおいて、数値が見えにくいものになっていないか、撮影時や印刷時に注意すること。
- ・酸素・硫化水素濃度測定は、数値が確認できるように記録すること。
- ・推進工、中込材注入完了は、中込材吹き出し状況を記録すること。
- ・水道管布設時に、記号を上向きに布設していることが確認出来る写真を撮ってください。
- ・路盤検査状況の写真撮影について、転圧不足を疑われないように注意してください。
- ・ピンボケ等に注意してください。
- ・黒板の不鮮明に注意してください。
- ・社内検査、下請検査について記録すること。
- ・管渠施工状況記録時、管渠を踏まないこと。
- ・マンホール内作業の強制換気状況を記録すること。
- ・立坑工、ライナープレート撤去長を記録すること。
- ・アスファルト舗装状況を記録すること。

(5) 安全管理について

- ・マンホール内作業等の強制換気状況について写真に記録すること。
- ・新規入場者教育の日付記入漏れに注意すること。
- ・新規入場者教育は、下請業者についてもれなく行うこと。
- ・マンホール内作業等にあたり、酸素・硫化水素濃度測定を行い、測定表、写真に記録すること。その際、測定者、測点を記入すること。
- ・移動式クレーンを使用する場合は、作業計画書を作成すること。
- ・マンホールブロック接合部施工時、足場板上で作業を行う場合は、安全带使用等、安全対策を行うこと。

(6) その他

- ・産業廃棄物を自社運搬の場合も、自社の産業廃棄物運搬車両であることの表示義務があるので、注意すること。
- ・家屋事前調査報告書に、井戸調査がある場合は、井戸の有無等を記入すること。
- ・建退共収納書の日付記入漏れがありました。注意してください。
- ・提出書類は間違いや未記入のものが無いように内容をよく確認し提出すること。

- ・材料承認仕様書について、メーカーからの提出日の記入をお願いします。
- ・各種提出物は記載内容をチェックして提出すること（数値の転記ミスやページ抜けなど）。
- ・再生資源利用(促進)計画書を工事現場で掲示すること。
- ・産業廃棄物運搬車両は、ナンバープレート、許可番号（左右両面）を写真に記録すること。
- ・段階確認書について、日付等に注意してください。

以上